

ご家庭にお持ち帰りください

みどりのたより

健康保険組合

- ・保険証が紙からカード型にかわります … P2
- ・秋の定期健診と特定健診のお知らせ …… P3
- ・常備薬配布のお知らせ P3
- ・有馬みどり荘からのお知らせ P3
- ・人間ドック／主婦ドック P4

厚生年金基金

平成22年度 収支決算報告 P5～P11

2011
AUTUMN



兵庫トヨタ自動車健康保険組合・兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

平成23年10月1日より 保険証が紙からカード型にかわります

新しいカード型保険証は・・・

①ひとりにつき1枚ずつ交付します。家族も一人一人が自分の保険証を持つことができます。

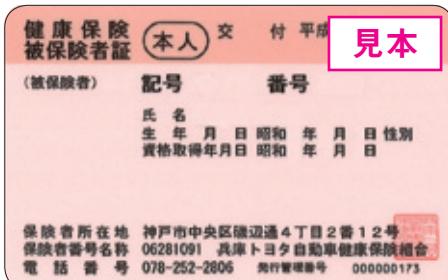
※遠隔地証はなくなります。

②キャッシュカードと同じ大きさですので、財布・手帳等に入れて携帯できます。

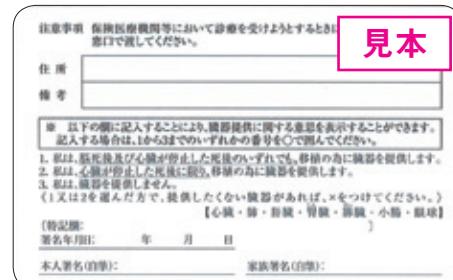
③プラスティック製なので丈夫ですし、大切に使用すれば5年以上は使用可能です。

※なお、「健康保険高齢受給者証」と「健康保険特定疾病受療証」は現状どおり紙のまま変更はありません。

《表》



《裏》



保険証カードの取り扱いには十分に注意しましょう！

カード型になり、小さくなつて財布等に携帯しやすくなつた反面、なくしやすいというリスクもあります。

保険証は、医療機関に受診する時の提示だけでなく、公的な身分証明書として通用する重要な書類です。

紛失や盗難にあった保険証カードが他人に悪用されると、勝手に医療費が使われたり、身に覚えのないローンが組まれていたりということもあります。

保険証はクレジットのように止める（使用禁止）ことはできませんので、保険証カードの保管には十分に注意して頂くようお願いいたします。もちろん他人との貸し借りは厳禁です。

◆ 万一落としたり、盗難にあったときはすぐに警察に届けましょう。

◆ 紙の保険証とは違い、保険証カードの再発行には手数料がかかる場合がありますのでご注意願います。

保険証裏面の臓器提供意思表示欄について

改正臓器移植法の施行に伴い健康保険法施行規則等の一部改正が行われたことから、被保険者証の裏面に臓器提供に関する意思表示欄を設けています。

臓器提供意思表示欄への記入は任意（自由）であり、記入を義務付けるものではありません。

また、当健康保険組合が記入の有無や内容を確認することはありません。

尚、臓器提供意思表示の記入欄を見られたくない人のために保護シールが用意されています。

臓器移植に関する問い合わせは・・・

社団法人 日本臓器移植ネットワークまで

ホームページ▶ <http://www.jotnw.or.jp/> フリーダイヤル▶ 0120-78-1069

保険証裏面の住所欄について

被保険者証カードの裏面の住所欄にはボールペン等で住所を記入してください。

※住所変更した場合は、住所欄に訂正用シールを貼って新しい住所を記入してください。

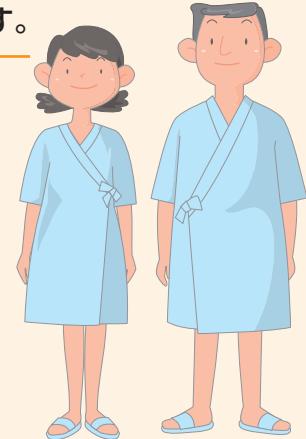
◎臓器提供意志表示保護シールと住所訂正用シールは、各社の総務・人事部に送付しておりますので、必要な方は各社の窓口にお問い合わせください。

秋の定期健康診断と特定健診が始まりました

今年は9月12日(月)から12月8日(木)までの日程で実施します。

今年の定期健康診断も、被保険者で40歳以上の方については「特定健診」をかねて実施しますので、対象者の方は必ず受診してください。またこの健診の結果をもとに「特定保健指導」を実施して行きますので、該当者となられた方は積極的にお取り組みいただきますようお願いします。厚生労働省(国)の基準によると、今年度は300名程度の方への保健指導が求められています。

また、労働者災害補償保険法に基づく二次健康診断も、引き続き実施して行きます。



常備薬配付のお知らせ

風邪の季節が近づいてきました。今年も例年通り**5セット(ファミリーセット・オフィスセット・デンタルセット・総合セット・かぜ薬セット)**を用意させていただきました。

配付を希望される方は、お好きな1セットを選んでいただき、健康管理や病気予防にお役立てください。配付は11月下旬の予定です。

なお、今年のご案内は健保組合のホームページで行いますので、希望される方は必ず健保組合ホームページをご覧いただきますようお願いします。



直営
保養所

「有馬みどり荘」からお知らせ

年末年始特別期間の利用申込みについて

例年、年末年始は多数の利用者がありますので、今年も利用日は抽選とさせていただきます。



特別利用期間

12月1日(木)から1月3日(火)

申込期間

11月12日(土)まで

普段の予約は利用日の1ヵ月前からですが、特別利用期間中は随時締切日まで受付けいたします。

抽選日

11月14日(月)

抽選後は、随時電話で空室の予約を先着順に受付いたします。

正月料金

12月31日から1月3日までは通常料金の1,000円追加となります。

なお、食事は正月料理です。(但し、鍋料理、ぼたん鍋もできます。)

休館日

12月7日、14日、21日の各水曜日、25日(日) 26日(月) 1月4(水)~8日(日)

季節限定料理『ぼたん鍋』のご案内

期間

平成23年12月1日~平成24年2月28日

追加料金

お1人2,000円(2人以上でのご利用に限らせていただきます)

※11月初旬より特別会席にカニが付く予定です。



★11月末までは、1ドリンクサービス(一部酒類を除く)さらに10月・11月にご利用していただいた方には来年24年1月9日から3月末まで、1泊2食利用の際(小学生以上)は1,000円割引となるキャンペーンを実施していますので、ぜひご利用ください!!ご家族やお友達とのご利用も歓迎いたします。

平成23年度 人間ドック 事業所別受診状況

本年度の本人ドックは、例年通り4月から6月にかけて実施しました。本年度より生活習慣病等の低年齢化を考慮して、受診対象者を35歳以上の方全員に拡大して実施したために、全体の受診率は4.0%低下しましたが、受診者数は300名増加して前年度と同じ年齢条件での受診率は、0.1%上昇しています。今後は35~39歳の若年層の方々もより積極的に受診していただくようお願いします。また、各事業所間での受診率の格差が大きくなっています。皆さんの健康管理のために受診率の向上を図ってください。

事業所名	対象者数	受診者数				受診率	前年差
		半日	日帰	2日	事業所計		
兵庫トヨタ自動車	611	101	381	4	486	79.5%	▲ 4.6%
神戸トヨペット	579	61	240	3	304	52.5%	▲ 0.5%
トヨタカローラ兵庫	209	10	64	1	75	35.9%	▲ 10.4%
ネッツトヨタ神戸	180	30	71	3	104	57.8%	▲ 2.0%
トヨタカローラ姫路	193	45	126	17	188	97.4%	+ 0.8%
ネッツトヨタ兵庫	237	17	67	0	84	35.4%	▲ 8.6%
トヨタレンタリース兵庫	83	6	42	1	49	59.0%	▲ 12.4%
トヨタエルアンドエフ兵庫	150	21	51	3	75	50.0%	▲ 8.2%
兵庫トヨタ自動車健康保険組合	6	0	4	0	4	66.7%	▲ 8.3%
兵庫トヨタマリン	8	1	3	0	4	50.0%	▲ 30.0%
ネッツトヨタゾナ神戸	115	17	46	0	63	54.8%	+ 8.6%
兵庫トヨタサービス	7	0	3	0	3	42.9%	▲ 23.8%
トヨタレンタリース神戸	45	14	10	4	28	62.2%	▲ 3.3%
ジエムス神戸	3	1	0	0	1	33.3%	+ 33.3%
サンワテクノクラフト	23	4	13	0	17	73.9%	▲ 4.4%
サンメイト商事	1	0	1	0	1	100.0%	± 0.0%
任意継続被保険者	74	0	30	0	30	40.5%	▲ 10.0%
合計	2,524	328	1,152	36	1,516	60.1%	▲ 4.0%
コース別構成比		21.6%	76.0%	2.4%			

平成23年度 主婦ドック 事業所別申込状況

平成23年度主婦ドックは8月から12月（巡回健診は来年2月まで）にかけて実施しています。

今年からもっと多くの方に受診していただくために受診期間を拡大し、地域性を考えて受診できる施設（病院）を増やし、また県下各地を検診車が巡回する『巡回健診』も取り入れました。

その結果、受診者数は50名余り増加し、受診率は3.3%上昇しました。

また、マンモグラフィー検査については40歳以上の方には標準検査として、自己負担無しで受診できるようにした結果、乳腺エコーを含めた受診者数はほぼ倍増し、受診率は73.3%となりました。

事業所名	対象者数	受診者数			受診率	受診率前年差
		主婦ドック	巡回健診	合計		
兵庫トヨタ自動車	447	109	30	139	31.1%	+ 4.3%
神戸トヨペット	432	100	19	119	27.5%	+ 2.5%
トヨタカローラ兵庫	176	47	10	57	32.4%	+ 12.1%
ネッツトヨタ神戸	130	27	12	39	30.0%	+ 3.8%
トヨタカローラ姫路	153	45	9	54	35.3%	+ 4.8%
ネッツトヨタ兵庫	180	21	10	31	17.2%	▲ 0.9%
トヨタレンタリース兵庫	64	19	4	23	35.9%	+ 3.1%
トヨタエルアンドエフ兵庫	96	18	12	30	31.3%	+ 7.3%
兵庫トヨタ自動車健康保険組合	4	2	0	2	50.0%	± 0.0%
兵庫トヨタマリン	5	0	0	0	0.0%	▲ 25.0%
ネッツトヨタゾナ神戸	99	21	5	26	26.3%	▲ 0.3%
兵庫トヨタサービス	3	1	0	1	33.3%	▲ 66.7%
トヨタレンタリース神戸	34	8	3	11	32.4%	+ 5.1%
ジエムス神戸	1	0	0	0	0.0%	± 0.0%
サンワテクノクラフト	14	7	1	8	57.1%	+ 19.6%
任意継続被保険者	56	14	0	14	25.0%	▲ 15.6%
合計	1,894	439	115	554	29.3%	+ 3.3%

※ 40歳以上（特定健診対象者）の方で、主婦ドック・巡回健診を受診されなかった方は、先日お送りした『特定健診査受診券』をご活用いただき、できるだけ最寄りの登録医療機関で集合契約Aによる特定健診を受診してください。（受診券を利用された場合、自己負担金はありません。）

兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

平成22年度 基金決算のお知らせ

去る9月22日に開催された兵庫トヨタ自動車厚生年金基金の第112回代議員会におきまして、提出された全議案について、いずれも異議なく原案どおり可決・承認されましたので概要をお知らせします。

当基金の平成22年度の状況ですが、年間の平均加入員数は前年度に比べ、50人減の4,246人となっています。基金に対しての「年金掛金」は、加入員の平均給与月額は増加しましたが、加入員数の減少が響き、対前年では200万円少ない約10億6,600万円となりました。一方、「年間年金給付費」は対前年7,200万円増の約9億7,100万円となり、年金を受給

される方も前年度に比べ、82人増えの1,141人となっています。

平成22年度の、資産運用につきましては、年度初めはますますの状況でしたが、その後は、欧州の財政危機や世界的

な景気腰折れ懸念を背景に内外株式は下落しました。下期に入ってからは、日米の追加金融緩和策の発表をきっかけに上昇に転じましたが、2月のリビア情勢の緊迫化や3月には追い討ちを掛けるような東日本大震災の発生によって、国内株式は急落しました。外国株式は期末には買い戻されプラスの利回りとなりましたが、為替の円高は、外国株式、外国債券の収益にとっては、大きなマイナス要因となりました。

当基金の平成22年度の資産運用は、平成21年度に実施したALM分析結果により、アセットミクス（資産配分）の変更を行いました。これは、国内株式比率を減らし、国内債券比率を増やす変更ですが、平成22年度の各資産の動きを見ていますと、少しでもマイナスが減らせたのではないかと考えています。

3月末の着地見込みを、2月の予算代議員会時点ではプラス1%を見込んでいましたが、最終的には、マイナス1.16%の修正総合利回りとなりました。

提出された議案

第1号議案

…平成22年度業務報告

第2号議案

…同 収入支出決算

第3号議案

…積立水準の回復計画

第4号議案

…基金規程の新設および変更について

平成22年度末信託資産

158億8千1百万円(時価)

年金経理

年金の給付や掛金の徴収、年金資産の運用損益などを処理する会計

貸借対照表 平成23年3月31日現在 (単位:千円)

資産勘定		負債勘定	
科 目	決算額	科 目	決算額
流 動 資 産	169,365	流 動 負 債	38,575
預 貯 金	72,849	未払運用報酬等	31,922
未 収 掛 金	86,094	未払業務委託費	6,338
未収政府負担金	10,422	未払指定年金数理人費	315
固 定 資 産	15,880,754	支 払 備 金	200,153
信 記 資 産	15,880,754	未 払 紙 付 費	179,141
未償却過去勤務債務残高	736,938	未 払 移 換 金	21,012
特別掛金収入現価	736,938	給 付 債 務	18,405,608
基 本 金	1,857,280	数 理 債 務	5,306,496
繰 越 不 足 金	1,255,315	最 低 責 任 準 備 金 (継 続 基 準)	13,099,112
当 年 度 不 足 金	601,965		
計	18,644,336	計	18,644,336

損益計算書 平成22年4月1日～平成23年3月31日 (単位:千円)

費用勘定		収益勘定	
科 目	決算額	科 目	決算額
年 金 納 付 費	970,900	掛 金 等 収 入	1,065,779
移 換 金	57,372	受 換 金	1,346
離婚分割移換金	1,794	政 府 負 担 金	50,005
拠 出 金	222	最 低 責 任 準 備 金 (継 続 基 準) 減 少 額	425,968
固 有 の 信 記 領 有	63,026	当 年 度 不 足 金	601,965
業 務 委 託 費	12,677		
指 定 年 金 数 理 人 費	630		
当 期 運 用 損 失	186,207		
数 理 債 務 増 加 額	303,793		
最 低 責 任 準 備 金 (継 続 基 準) 増 加 額	441,960		
特 別 掛 金 収 入 現 価 減 少 額	106,484		
計	2,145,064	計	2,145,064

年金経理

1) 年度別運用利回りおよび運用収益

	修正総合利回り (%)	運用収益 (千円)
平成18年度	5.94	1,124,149
平成19年度	△13.68	△2,680,360
平成20年度	△22.22	△3,769,433
平成21年度	19.55	2,608,895
平成22年度	△1.16	△186,207

2) 年度末信託資産(時価) (単位:千円)

平成18年度	19,331,383
平成19年度	16,912,214
平成20年度	13,347,801
平成21年度	16,047,572
平成22年度	15,880,754

3) 年間掛金収入額と年金給付費

(単位:千円)

	年間掛金収入額	年間年金給付費	金額ベース成熟度 (%)
平成18年度	1,074,186	630,333	58.7
平成19年度	1,086,982	711,290	65.4
平成20年度	1,100,327	802,178	72.9
平成21年度	1,067,701	898,440	84.1
平成22年度	1,065,779	970,900	91.1

金額ベース成熟度 = 年間年金給付費 ÷ 年間掛金収入額

注)「年間掛金収入額」について

- 掛金には、以下の特別掛金が含まれています。
(単位:千円)

平成18年度	169,090
平成19年度	171,563
平成20年度	174,271
平成21年度	169,463
平成22年度	168,130

4) 年度末加入員数および年金受給者数

(人)

	年度末加入員数	年度末年金受給者数	人数ベース成熟度 (%)
平成18年度	4,088	778	19.0
平成19年度	4,175	862	20.6
平成20年度	4,217	969	23.0
平成21年度	4,203	1,059	25.2
平成22年度	4,181	1,141	27.3

人数ベース成熟度 = 年度末年金受給者数 ÷ 年度末加入員数

5) 加入員の平均年齢

(歳)

	男	女
平成18年度	37.7	29.4
平成19年度	38.1	29.5
平成20年度	38.3	29.9
平成21年度	38.4	30.4
平成22年度	38.8	30.9

●責任準備金明細

(単位:千円)

最低責任準備金(継続基準) ①+③-④	①	13,099,112
最低責任準備金	②	13,271,272
最低責任準備金調整加算額	③	0
最低責任準備金調整控除額	④	172,160
部分 プラスアルファ	数理債務	⑤ 5,306,496
	未償却過去勤務債務残高	⑥ 736,938
	合計 ⑤ - ⑥	⑦ 4,569,558
責任準備金①+⑦	⑧	17,668,670

●最低積立基準額明細

(単位:千円)

最低責任準備金	①	13,271,272
部分 プラスアルファ	現在加入員	② 5,998,777
	年金受給者	③ 2,594,118
	受給待期脱退者	④ 1,202,069
	計 ② + ③ + ④	⑤ 9,794,964
最低積立基準額①+⑤	⑥	23,066,236

最低積立基準額の算定に用いた予定利率: 2.856%

● 責任準備金および最低積立基準額の明細書附属書 ●

1) 加入員

		当年度決算時	前年度決算時
基 本 部 分	男	加入員数(人)	3,629
	子	平均年齢(歳)	38.8
	女	平均給与の額(円)	449,358
	子	平均加入年数(年)	16.6
	女	加入員数(人)	552
	子	平均年齢(歳)	30.9
	女	平均給与の額(円)	268,201
	子	平均加入年数(年)	6.8
	合計	加入員数(人)	4,181
平均年齢(歳)		37.8	37.3
平均給与の額(円)		425,441	412,983
平均加入年数(年)		15.3	14.9

注) 平均給与の額には年間賞与支給総額の12分の1が含まれています。

2) 新規加入員

		当年度中	前年度中
基 本 部 分	新規加入者 (実績)	加入員数(人)	147
	平均年齢(歳)	26.0	23.0
	平均給与の額(円)	204,928	218,154
	将来加入員 (計算上)	加入員数(人)	184
	平均年齢(歳)	24.0	24.0
	加入時の給与の額(円)	239,026	252,590
	平均加入年数(年)	19.74	19.74
	新規加入者 (実績)	加入員数(人)	83
	平均年齢(歳)	25.8	24.3
平均給与の額(円)		193,288	201,767
女 子	将来加入員 (計算上)	加入員数(人)	119
	平均年齢(歳)	26.0	26.0
	加入時の給与の額(円)	233,290	233,037
	平均加入年数(年)	4.73	4.73

注) 平均給与の額および加入時の給与の額には年間賞与支給総額の12分の1が含まれています。

3) 脱退率

		基本部分	
		男子	女子
当年度中の実績脱退率		4.3% (4.2%)	16.0% (15.8%)
直近の財政計算上の 予定脱退率		5.2% (5.1%)	22.1% (22.1%)

注) () 内は、定年年齢もしくは最終年齢以上の脱退者を除いたもの

4) 年金受給者等

		当年度決算時	前年度決算時
基 本 部 分	年 金 受 給 者	人 数 (人)	1,105
	男 子	平均年金額(円)	932,679
	女 子	人 数 (人)	36
	男 子	平均年金額(円)	220,125
	女 子	人 数 (人)	771
	男 子	平均年金額(円)	478,236
	女 子	人 数 (人)	86
	男 子	平均年金額(円)	281,738
	女 子	人 数 (人)	82

業務経理業務会計

基金の業務運営に必要な経費を処理する会計

損益計算書 平成22年4月1日～平成23年3月31日(単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	15,214	事務費掛金収入	25,030
代議員会費	87	雑収入	148
業務委託費	104		
福祉施設会計へ繰入	2,268		
雜支出	1,127		
当年度剰余金	6,378		
計	25,177	計	25,177

業務経理福祉施設会計

基金の加入者・受給者に対する福祉に必要な経費を処理する会計

損益計算書 平成22年4月1日～平成23年3月31日(単位：千円)

費用勘定		収益勘定	
科目	決算額	科目	決算額
事務費	1,306	業務会計から受入金	2,268
福祉施設費	952		
雜支出	10		
計	2,268	計	2,268

財政検証(積立水準の検証)および 積立水準の回復計画

厚生年金基金では財政の健全性をチェックするために、年金資産の積立水準の検証を毎年度行っています。

積立水準の検証は、①基金が将来的に継続することを前提として、将来の給付支出と掛金収入および運用収益に照らして、必要な積立金を保有しているかどうかを検証する「継続基準」、②基金が万一解散した場合、受給権が確保されているかという観点から、過去の加入期間に応じた、最低保全給付に必要な積立金を保有しているかどうかを検証する「非継続基準」、の2つの基準によって行われます。

①は、具体的には、「純資産額」が「責任準備金」を上回っているかどうかを検証します。万一、下回っていても「許容繰越不足金」の範囲内であれば、掛金見直しの変更計算を留保することができます。

②は、具体的には、「純資産額」が「最低責任準備金」の1.05倍を上回っており、かつ「最低積立基準額」の0.9倍を上回っているかどうかを検証しま

す。下回っていれば積立水準の回復計画を作成・実施する必要があります。

当基金における平成22年度末の年金資産の積立水準は、下表のとおりで、「継続基準」については、純資産額が責任準備金を下回っていますが、許容繰越不足金の範囲内であるため変更計算を留保することができます。

一方、「非継続基準」につきましては、**A** 純資産額と最低責任準備金との対比では1.19と、基本値の1.05を上回っていますが **B** 純資産額と最低積立基準額との対比では0.68と、0.9を下回る水準での検証に抵触しています。本来であれば、積立水準の回復計画を作成し、10年以内に積立水準を回復せなければならないところですが、当基金は既に積立水準の回復計画を実施中であります。この回復計画においては、積立水準が9年後の平成31年度に0.91となることが見込まれていますので、見直しは不要で、継続実施すれば良いことになっています。

区分	当基金の積立水準 ()は前年度の積立水準	基本値
継続基準	純資産額+許容繰越不足金 18,397 百万円 責任準備金 17,669 百万円 $= 1.04 \ (1.07)$	1.00以上
非継続基準	A 純資産額 15,811 百万円 最低責任準備金 13,271 百万円 $= 1.19 \ (1.16)$	1.05以上
	B 純資産額 15,811 百万円 最低積立基準額 23,066 百万円 $= 0.68 \ (0.69)$	0.90以上 (平成24年度以降1.00以上)

用語説明

●純資産額

流動資産*1+信託資産-流動負債*2-支払備金*3

*1：預貯金、未収掛金、未収受換金、未収政府負担金の合計

*2：未払運用報酬、未払業務委託費、未指定年金数理人費、政府負担金返納金未払金の合計

*3：未払給付費、未払移換金の合計

●責任準備金

年金制度において、今後発生する給付を賄うために、現時点で保有していかなければならない額のことです。

●最低責任準備金

代行部分の給付債務のことで、代行返上または解散した場合、代行部分の給付に関する原資として、国または、企業年金連合会へ納付する責任準備金相当額。

●最低積立基準額

計算時点の最低保全給付*を確保するために、最低限積み立てていなければならない額のことです。

*：加入員の過去の加入期間に応じて発生している（または、発生しているとみなされる）給付のことで、最低限保全すべき受給権ともいえます。

積立水準の回復計画

平成13年度決算数値を基に財政再計算を実施した結果、非継続基準に抵触しました。このため、平成14年度に積立水準の回復計画を策定し、積立不足解消のための「特別掛金」を平成15年4月分から報酬標準月額の1%を事業主にご負担いただき、償却を進めております。平成22年度決算数値を基

にした総幹事行である中央三井アセット信託銀行の報告では、下表のとおりで9年後の平成31年度末には積立水準が「0.91」となり、基準値をクリアする見通しです。



積立水準の推計

(単位：百万円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
掛金等収入	1,126	1,140	1,150	1,159	1,172
運用収益	873	923	974	1,026	1,081
給付費等支出	1,033	1,120	1,154	1,195	1,256
年度末純資産額①	16,777	17,720	18,690	19,680	20,677
年度末最低責任準備金②	14,117	14,192	14,262	14,312	14,336
積立水準①／②	1.18	1.24	1.31	1.37	1.44
年度末最低積立基準額③	24,143	24,426	24,726	25,047	25,334
積立水準①／③	0.69	0.72	0.75	0.78	0.81

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
掛金等収入	1,004	1,008	1,014	1,011
運用収益	1,129	1,176	1,225	1,275
給付費等支出	1,275	1,290	1,324	1,333
年度末純資産額①	21,535	22,429	23,344	24,297
年度末最低責任準備金②	14,352	14,365	14,363	14,355
積立水準①／②	1.50	1.56	1.62	1.69
年度末最低積立基準額③	25,620	25,944	26,255	26,574
積立水準①／③	0.84	0.86	0.88	0.91

前提条件

- 運用利回り：年5.50%
- 最低積立基準額の算定に用いる予定利率

- ・代行部分 H23年4月～H23年12月 年 7.54%
- H24年1月～H24年12月 年 0.20%
- H25年1月～ 年 0.30%
- ・プラスアルファ部分 年 2.856%



基金規程の新設および変更について

(1) 資産運用委員会設置規程の制定について

この度、兵庫トヨタ自動車厚生年金基金資産運用委員会を設置するに当たり、第4号議案として、「資産運用委員会設置規程」を上程し、承認をいただきましたので、ご報告申し上げます。

資産運用委員会を立ち上げることについて、一番重要な点は、『政策アセットミクス（資産構成割合）を含む運用手法の検討の場を設ける』ということです。

これまでには、代議員会席上で行ってきましたが、時間的

な制約がありました。しかし、現在、当基金は①「近年の運用実績の大幅な変動に対しての対策」、②「来年3月末を以て迎える、財政再計算に対する対策」、③「当基金の成熟度の高まりへの対策」です。

このように直面する課題に対応するために、「資産運用委員会」が理事会、代議員会への諮問機関とし重要であると考えています。

「兵庫トヨタ自動車厚生年金基金資産運用委員会設置規程」

(目的)

第1条 資産運用委員会は、兵庫トヨタ自動車厚生年金基金の年金資産の安全かつ効率的運用を図るうえで重要な事項について審議するとともに、必要に応じて、年金資産の管理・運用に関する業務を執行する理事長及び常務理事等に対し適切な助言を行うことを目的とする。

(組織)

第2条 委員会は委員12名以内で組織する。
2 委員は理事会の承認を得て理事長が指名する。
3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができるものとする。
4 委員会の事務局は、基金の事務長が担当する。

(加入者等の利益の保護)

第3条 委員は資産運用委員会における審議並びに助言にあたっては、もっぱら基金の加入者および受給権者の利益のみを考慮するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は3年とする。ただし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は理事長が、副委員長は常務理事が就任するものとする。
2 委員長は、委員の会務を総理する。
3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が委員会に出席できない場合は、委員長の職務を代行する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、会議を主宰する。
2 委員会は少なくとも年度ごとに1回開催するほか、必要に応じて委員長が召集する。

(審議事項)

第7条 委員会は、厚生年金基金の年金資産に関する次の事項について意見を述べて助言を行う。
(1) 資産運用の基本方針の策定および見直しに関する事項
(2) 資産の運用委託機関の選定、評価並びに解消に関する事項
(3) 運用委託機関別のシェアの決定および変更に関する事項
(4) 政策的資産運用構成（アセットミクス）の策定、運用ガイドラインの設定および見直しに関する事項
(5) その他資産運用に関し、必要と思われる事項

(委員の旅費)

第8条 当委員会出席に係る旅費については、兵庫トヨタ自動車厚生年金基金旅費規程を準用し基金が支払う。

(庶務)

第9条 資産運用委員会の庶務は基金事務局において処理する。

(議事録の作成・保管)

第10条 事務局は、議事内容のうち主要な事項については、その結果を記録し保管するものとする。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

(2) 事務局規程の変更について

「資産運用委員会設置規程」の制定に伴い、事務局規程の第5条（1）に「資産運用委員会」の文言を追加し、平成23年10月1日から施行しました。

旧) (庶務係の分掌事務)

第5条 庶務係は次の事務を処理する

(1) 代議員会及び理事会に関すること。

新) (庶務係の分掌事務)

第5条 庶務係は次の事務を処理する

(1) 代議員会、理事会及び資産運用委員会に関すること。

附 則

この規程は、平成23年10月1日から施行する。

平成23年9月分（10月給料控除分）から

国の厚生年金保険料率が引き上げられています

厚生年金保険の保険料率は、平成29年9月まで毎年0.354%ずつ引き上げられることが法律によって決まっています。このため、平成23年9月分から保険料率は16.412%（労使折半）になりました。また、保険料の算定のもとになる標準報酬月額も、給料の変動に応じて見直されています。なお、当基金の掛金率は変わりません。

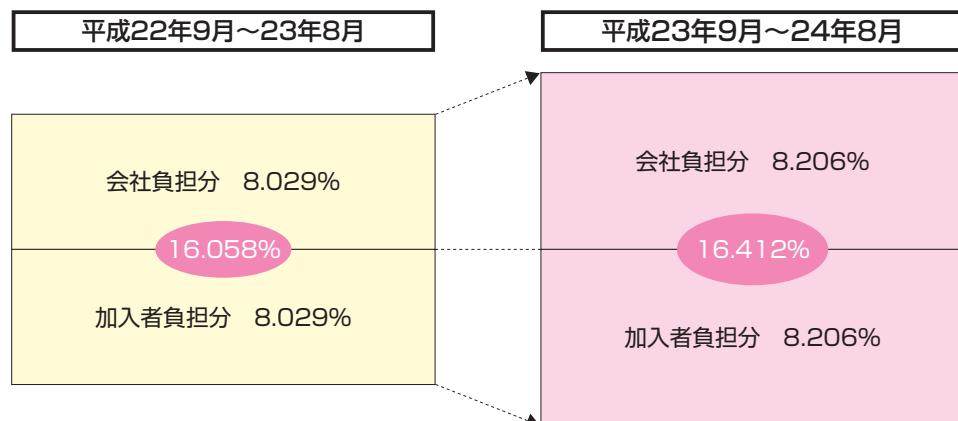
国の厚生年金保険料は9月から16.412%で計算されています

厚生年金保険の保険料額は、給料の平均である標準報酬月額と賞与（標準賞与額）に保険料率をかけて計算します。保険料率は、毎年0.354%ずつ引き上げられることが法律により決まっており、平成23年9月以降、16.412%に変更されました。（下図参照）保険料と代行部

分の掛金は会社と折半で納めます。

なお、育児休業等の間（育児休業等を開始した日の属する月からその育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間）は、厚生年金保険料は免除されます。

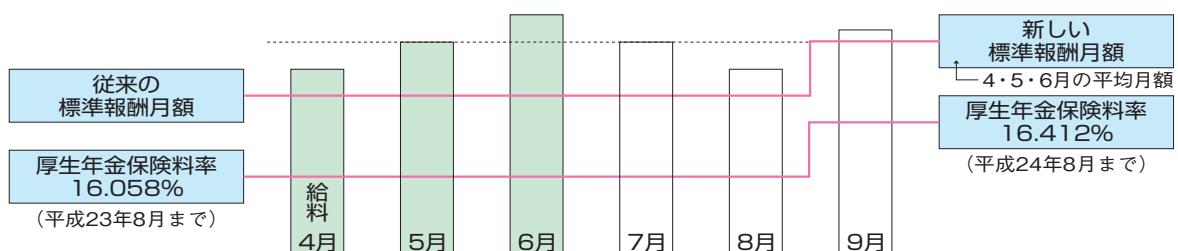
●平成23年9月からの厚生年金保険料（国に納付）



標準報酬月額も9月から見直されています

標準報酬月額は、毎年4～6月の給料^{※1}の平均額を98,000円～620,000円の30段階の区分に当てはめて決定されます^{※2}。新しい標準報酬月

額は、原則9月から翌年8月まで1年間使われます。



※1 給料とは、基本給、残業手当、通勤手当などの諸手当、年4回以上うける賞与など、労働の対償としてうけるものです。

※2 算出した標準報酬月額が過去1年間（前年7月～当年6月）の平均と2等級以上の差があり、その差が業務の性質上、例年発生することが見込まれる場合は、過去1年間の月平均報酬額から算出した標準報酬月額となります。



皆さんの写真を 「みどりのたより」に掲載しませんか

現在、健康保険組合と厚生年金基金からのお知らせとして、年間4回皆様のお手元にお届けしています。

今後、この冊子の表紙を飾る写真を皆様から募集させて頂き、優秀作品を使用させて頂きます。

皆様がお持ちの「春・夏・秋・冬」各号にふさわしい写真のご提供をお願いします。

今回募集しますのは、**「冬号」**（1月上旬発行予定）の写真です。**〔冬号応募締切日：11月30日（水）必着〕**

応募規定

- ①ご応募点数は各回ごとに、お1人一点です。（2L判サイズ）
- ②被保険者、被扶養者が撮影された写真。
(デジタルデータは、掲載が決まった時点での提出をお願いします。)
- ③未発表作品（他の写真展等で入選していない作品）に限ります。
- ④被写体に人物等が入っている場合、応募に関しては必ずご本人（被写体）の承諾を得てください。
又、被写体が未成年者の場合は、親権者承諾が必要です。
- ⑤以下の情報について作品の裏面にご記入ください。
(撮影者名・年齢・事業所名・所属・連絡先・撮影日・撮影場所)
- ⑥応募時に記載された個人情報は、作品に関する掲載の目的以外には使用しません。
- ⑦採用された方のお名前掲載については、任意とさせて頂きます。作品採用時に相談させて頂きます。
- ⑧写真は、「兵庫トヨタ自動車健康保険組合 写真募集係」へ送付ください。

応募が多数の場合は、組合で選考させて頂きます。

写真を使用させて頂きました方には、謝礼として記念品をお渡しします。

応募頂きました写真・データにつきましては、返却させて頂きます。



〈表紙写真〉

撮影者 高田 明 様

事業所 神戸トヨペット株式会社 伊丹店

撮影場所 京都府 清水寺

みどりのたより

No.183

平成23年10月10日発行

兵庫トヨタ自動車健康保険組合

兵庫トヨタ自動車厚生年金基金

〒651-0084 神戸市中央区磯辺通4丁目2番12号 ☎ 神戸078(252)2806 発行人/大西 敏郎